

【高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額】（計算対象期間は毎年8月から翌年7月）

●70歳未満

所得要件	限度額		
	平成26年7月以前	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月以降
(ア) 旧ただし書き所得 901万円超	126万円	176万円	212万円
(イ) 旧ただし書き所得 600万円超901万円以下		135万円	141万円
(ウ) 旧ただし書き所得 210万円超600万円以下	67万円	67万円	67万円
(エ) 旧ただし書き所得 210万円以下		63万円	60万円
(オ) 住民税非課税世帯	34万円	34万円	34万円

※ 旧ただし書き所得とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額43万円を控除した額です。

※ 住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方が対象です。

●70歳以上75歳未満

所得要件		限度額
現役並み所得者※1	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
一般(課税所得145万円未満等)		56万円
低所得者Ⅱ※2		31万円
低所得者Ⅰ※3		19万円

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方です。ただし、70歳から75歳未満の国保被保険者の収入合計が、一定額以下である旨を申請された場合を除きます。また、平成27年1月以降新たに70歳となった国保被保険者がいる世帯で、

- 70歳以上75歳未満の国保被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も除きます。
- ※2 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方です。
 - ※3 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる方です。
 - ※ 計算例については、別添「計算例」をご参照ください。
 - ※ 70歳以上75歳未満の方と70歳未満の方が混在する場合は、まず70歳以上75歳未満の方にかかる自己負担の合算額に、70歳以上75歳未満の区分の自己負担限度額を適用し、なお残る負担額と、70歳未満の方にかかる自己負担の合算額を合算した額に、70歳未満の区分の自己負担限度額を適用します。
 - ※ 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

対象期間内に、日進市国民健康保険以外の医療保険に加入されていた方は、その期間の『自己負担額証明書』が必要になりますので、加入されていた社会保険・共済組合・国保組合・市町村国保などにご確認ください。

